

審 議 結 果 速 報

(令和 3 年10月11日)

陳 情 3 年 地 域 づ く り 第 2 4 号

鳥 取 県 議 会

文 書 表

議 会 資 料

陳情（新規）・地域づくり県土警察常任委員会

受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	議決結果
3年－24 (R3.09.13)	地域づくり	戦没者の遺骨が眠る土砂を辺野古新基地建設の埋め立て等不使用を求め意見書の提出について	不 採 択 (R3.10.11)

▶陳情事項

鳥取県議会から国に対し、次に掲げる項目を求める意見書を提出すること。

- 1 沖縄県戦没者の遺骨等が眠る土砂を辺野古新基地建設の埋め立て等を使用しないこと。
- 2 日本で唯一、住民を巻き込んだ激しい地上戦があった沖縄の事情に鑑み、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」を遵守し、ボランティア任せにせず、格別、政府が主体となって戦没者の遺骨収集を実施し、その遺骨を遺族の元に届けること。

▶陳情理由

1945年4月1日、アメリカ軍が沖縄本土に上陸し、激しい地上戦となり、日本軍は5月末日には、首里城司令部壕から本島南部に撤退した。そのために、南部に避難していた住民と日本軍が混在状態となり、沖縄戦の戦没者の半数以上といわれる多数の犠牲者が発生した。この沖縄戦には、沖縄県民約12万人、日本本土兵士等約7万7千人など、あわせて20万人余の尊い生命が失われた。戦後、沖縄県民は、こうした戦争犠牲者の遺骨を収集して糸満市米須の「魂魄の塔」をはじめ慰霊の塔を次々と建立して、戦没者の霊を葬ってきたが、いまだに南部一帯には多くの戦争犠牲者の遺骨が放置されたままである。

ところが、日本政府（防衛省・沖縄防衛局）は、昨年4月に提出した「辺野古埋め立て設計変更申請書」で、この沖縄戦跡地の南部地区、特に糸満市米須地区や八重瀬町の山野の土砂を採掘して、辺野古新基地建設の埋め立てに使用する計画を発表した。現地で遺骨収集にたずさわってこられた具志堅隆松氏は、「戦没者の遺骨が混じり、血が染み込んだ土砂を新基地建設に使うことは人道上許されない」と訴えておられる。私たち戦没者遺族には、いまだに南方の戦地に遺骨が眠ったままになっている会員もあり、この度の沖縄戦没者の遺骨が残された土砂を、新基地建設のための埋め立てに使うなどということは、許してはならないと思っている。私たち戦没者遺族は、すべての遺骨が遺族の元に帰ってくる日を待っている。

2016年3月、超党派の議員立法により全会派一致して、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」を制定し、戦没者の遺骨収集を国の責務として約束した。法律の基本的な計画のはじめには、「戦没者の心情を鑑み、戦没者の遺骨の尊厳を損なうことのないよう、丁重な配慮をしつつ、戦没者の遺骨収集を推進する必要がある」としている。

この趣旨にも反する、この度の「戦没者の遺骨の眠る土砂を新基地建設に利用する」などということは、日本政府の方針とは大きくかけ離れたものであり、許すことはできない。

私たち、鳥取の「平和遺族会」として、鳥取県民の想いをこめて、貴議会が上記の点を御検討いただき、意見書を提出されるよう要望するものである。

▶提 出 者

平和を願い戦争に反対する鳥取県戦没者遺族の会

▶所管委員長報告（R3.10.11本会議）会議録暫定版

戦没者の遺骨収集は、政府が戦没者の遺骨収集の推進に関する法律に基づく基本計画等に沿って実施していること。

また、基地建設の具体的な進め方については、地元の事情を斟酌しつつ政府と沖縄県とで十分議論しながら進められていると理解していること。

以上を踏まえて、現時点で直ちに本県議会として意見書を提出すべき理由はないことから、不採択と決定いたしました。

現 状 と 県 の 取 組 状 況

執行部提出参考資料

地域づくり推進部（市町村課）、福祉保健部（ささえあい福祉局福祉保健課）

【現 状】

◎辺野古沿岸埋め立てをめぐる主な動き

- ・平成8年12月 SAC0最終報告において、普天間飛行場は今後5年ないし7年以内に、代替施設が完成し運用可能になった後、全面返還されることで合意。
- ・平成29年4月 沖縄防衛局が辺野古沿岸部を埋め立てる護岸工事に着手。
- ・平成30年12月14日、埋め立て予定区域への土砂投入開始。
- ・平成31年4月5日、国土交通大臣は沖縄防衛局が行った沖縄県の埋立承認取消に対する審査請求について、埋立承認取消を取り消す裁決。
- ・令和2年4月21日、沖縄防衛局は公有水面埋立変更承認申請書を沖縄県北部土木事務所に提出。
- ・令和2年10月1日、沖縄防衛局は辺野古崎近くの埋立区域の埋立が9月30日に完了したと発表。
- ・令和3年4月15日、沖縄県議会において「沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書」について採択。

◎戦没者の遺骨収集の推進に関する法律（平成28年法律第12号）による取組

第5条 政府は、集中実施期間における戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的かつ計画的に行うため、戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

○戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画

主な記載事項

<はじめに>

戦没者の遺族の心情に鑑み、戦没者の遺骨の尊厳を損なうことのないよう、丁重な配慮をしつつ、戦没者の遺骨収集を推進する必要がある。一柱でも多くの戦没者の遺骨を早期に収容又は本邦に送還し、戦没者の遺族に引き渡すことは、国の重要な責務である。

<集中実施期間>

- ・平成28年度から平成36年度までを遺骨収集推進施策の集中実施期間とし、平成29年度までに各国の国立公文書館等の文書等の収集や現地調査といった必要な情報の収集に集中的に取り組み、それらの情報等をもとに戦没者の遺骨収集を実施する。

<事業計画の策定、情報収集・遺骨収集の実施>

- (1) 厚生労働省は、毎事業年度開始前に、集中実施期間における地域ごとの取組方針に即して、次年度の実施指針を策定し、指定法人（一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会）は、毎事業年度開始前に、当該実施指針に即して、事業計画を策定する。
- (2) 情報収集及び遺骨収集については、厚生労働省の指導監督の下、指定法人が、必要に応じて民間団体等の協力を得ながら、事業計画に基づいて実施する。ただし、相手国政府との協議等を要する場合など政府の主体的な対応が要求される場合は、厚生労働省が実施する。

＜実施状況の公表＞

- ・ 厚生労働省は、戦没者の遺骨収集等の実施状況を、毎事業年度終了後速やかにとりまとめ、公表する。 等

◎沖縄における遺骨収集

沖縄県に現地調査及び遺骨収集を委託して実施する。また、厚生労働省は大規模壕等であって沖縄県が実施することが困難な場合に現地調査及び遺骨収集を実施する。（令和３年度における戦没者の遺骨収集事業実施計画：令和３年３月厚生労働省）

※沖縄県は、公益財団法人沖縄平和祈念財団の遺骨収集情報センターに再委託して実施している。

【県の実施状況】

戦没者の遺骨の収集は、国が主体的に取り組むものであり、県独自の事業は実施していない。

なお、昭和46年に県が、沖縄県糸満市米須の丘に慰霊碑「因伯の塔」を建立し、建立時から令和元年まで毎年（計48回）、（一財）鳥取県遺族会主催の下で、慰霊祭を執り行ってきたところである。

因伯の塔に祀られた13,904名は、沖縄及び南方諸地域での戦没者で、先の大戦における本県戦没者の3分の2を占めており、それらの御霊を慰霊するため、戦没者の遺児、来賓、遺族会関係者同行の下、因伯の塔慰霊祭等を行っている。※鳥取県知事、県議会議長が来賓として参列。

なお、昨年、今年は新型コロナウイルス感染症拡大により、慰霊祭は執り行われていない。

※参考：鳥取県戦没者の総数23,478柱（うち『因伯の塔』に祀られた御霊 13,904柱）